

5. 「Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性」（各自認項目）について

○グループ1 運転者等の指導・教育

1-（1）自社内独自の運転者研修等の実施【申請案内 P.30～32】

問1. タイヤの特性などの研修について、購入しているタイヤ専門業者などを講師とした研修も対象となるか。

答1. 対象となります。「外部講師を招へい」した研修として取り扱います。
なお、評価は、研修実施記録や研修報告書、当時の研修資料などを確認し判断します。

問2. 会議と研修を同じ日に行っているが、どちらかしか加点の対象とならないか。

答2. 同日であっても時間を分けて、「会議」と「研修」として別々に開催されたと確認できる場合は、それぞれ「会議」、「研修」として評価します。

それぞれの項目で、下記のような資料を添付してください。

- ・ 1-（1）：研修実施記録や研修報告書など研修を実施したことがわかる資料と、交通事故防止に関する内容等、研修資料のコピーを提出してください。
- ・ 2-（1）：議事概要（話し合ったことがわかる内容の記載されたもの）、会議の内容のわかる資料等を提出してください。

※それぞれ当該営業所の参加者にカラーマーカーを付けてください。

なお、教育と会議を分けて開催されていることが確認できない場合は、どちらかの項目で加点となる場合があります。

問3. 選任運転者の半数以上を満たすには、添乗指導とKYT活動、集合型研修を組み合わせるなどして、複数種類の研修についての提出が必要だが、問題ないか。

答3. 問題ありません。
それぞれの書類で内容が確認でき、合算して選任運転者の半数以上を満たす場合は、3点加点となります。
ただし、複数の研修について、選任運転者が重複している場合は、1名で数えます。

問4. 選任運転者の半数未満の書類と、選任運転者以外が受講した研修をあわせて複数点数の加点にはならないか。

答4. 点数の積み上げはしません。複数種類の研修に係る資料を提出しても、選任運転者の半数以上を確認できなければ、3点加点とはなりません。1点加点のみとなります。